南魚沼市社会福祉協議会紙おむつ購入費助成事業実施要綱

平成１９年４月１日
南魚沼市社会福祉協議会

（目的）

第１条 この要綱は、在宅において紙おむつを使用している心身障がい者又は要介護者に対し、紙おむつ購入費を助成することにより、家族の負担軽減と障がい者福祉の向上に寄与することを目的とする。

（助成対象者）

第２条　この要綱に定める助成対象者（以下「対象者」という。）は、４月１日現在で南魚沼市内に住所を有し、在宅において常時紙おむつを必要とする満３歳以上～満６５歳未満の者であって、次のいずれかに該当する者とする。但し、年度途中で満６５歳となった者（満６５歳になる誕生月の末日までとする。）については、以後の助成はしない。また、ここでいう在宅とは、グループホーム・小規模多機能・サービス付き高齢者向け住宅等は含まない。

（１）要介護者

（２）療育手帳所持者

（３）市が行っている地域生活支援事業の一つである日常生活用具給付等事業（排泄管理支援用具）の給付を受けている者を除く身体障害者手帳（１～３級）所持者

（４）医師または保健師の所見により（１）～（３）に準ずると認められた者

（対象者の調査）

第３条　対象者の把握は、関係機関と連携・協議し、南魚沼市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が決定する。

（申請手続）

第４条　この事業による助成を受けようとする申請者は、紙おむつ購入費受給資格申請書（別記様式１）を会長に提出しなければならない。

（決定及び通知）

第５条　会長は、前条の申請を受理したときは、当該申請者の内容を審査し、可否を決定しなければならない。

２　会長は、前項の規定による可否の決定を紙おむつ購入費助成金受給資格決定通知書（別記様式２）により申請者に通知するものとする。

（助成限度額）

第６条　紙おむつ購入費助成の限度額については、年額３０,０００円とする。

（交付申請）

第７条　対象者が、助成金の交付を受けようとする場合には、紙おむつ購入費助成金交付申請書（別記様式３）に紙おむつ購入費用を証する領収書又はその他購入品目が分かるもの（紙おむつ品名に〇をつける）を添えて、会長に提出するものとする。

２　交付申請書は、年２回に分けることができるものとする。但し、申請は、９月１５日、３月１５日として、それぞれ当月までの分を対象とする。

（助成金の交付）

第８条　会長は、前条の規定により申請を受けつけたときは、速やかにその内容を審査し、助成金を申請月の末日までに対象者へ振込みにより助成するものとする。

（助成対象品目）

第９条　本助成事業の助成対象品目は、紙おむつ及び尿とりパットとする。

（その他）

第１０条　要綱の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。